

判例研究

思想・表現の自由に準ずる人格権

（最高裁平成17年7月14日第一小法廷判決民集59巻6号1569頁）

清水晴生

一 事実概要と審理経過

1 事実の概要

2 原審の判断

二 最高裁判決要旨

三 研究

一 事実概要と審理経過

1 事実の概要

原審の確定した事実関係の概要は次のとおり。

（1）上告人A会は、平成9年1月30日開催の設立総会を経て設立された権利能力なき社団であり、「新しい歴史・公民教科書およびその他の教科書の作成を企画・提案し、それらを児童・生徒の手に渡すことを目的とする」団体である。その余の上告人らは、上告人A会の役員又は賛同者である。

（2）被上告人は、船橋市図書館条例に基づき、船橋市中央図書館、船橋市東図書館、船橋市西図書館及び船橋市北図書館を設置し、その図書館資料の除籍基準として、船橋市図書館資料除籍基準（以下「本件除籍基準」

という。)を定めていた。

本件除籍基準には、「除籍対象資料」として、「(1) 蔵書点検の結果、所在が不明となったもので、3年経過してもなお不明のもの。(2) 貸出資料のうち督促等の努力にもかかわらず、3年以上回収不能のもの。(3) 利用者が汚損・破損・紛失した資料で弁償の対象となったもの。(4) 不可抗力の災害・事故により失われたもの。(5) 汚損・破損が著しく、補修が不可能なもの。(6) 内容が古くなり、資料的価値のなくなったもの。(7) 利用が低下し、今後も利用される見込みがなく、資料的価値のなくなったもの。(8) 新版・改訂版の出版により、代替が必要なもの。(9) 雑誌は、図書館の定めた保存年限を経過したのもも除籍の対象とする。」と定められていた。

(3) 平成13年8月10日から同月26日にかけて、当時船橋市西図書館に司書として勤務していた職員(以下「本件司書」という。)が、上告人A会やこれに賛同する者等及びその著書に対する否定的評価と反感から、その独断で、同図書館の蔵書のうち上告人らの執筆又は編集に係る書籍を含む合計107冊(この中には上告人A会の賛同者以外の著書も含まれている。)を、他の職員に指示して手元に集めた上、本件除籍基準に定められた「除籍対象資料」に該当しないにもかかわらず、コンピューターの蔵書リストから除籍する処理をして廃棄した(以下、これを「本件廃棄」という。))。

(4) 本件廃棄から約8か月後の平成14年4月12日付け産経新聞(全国版)において、平成13年8月ころ、船橋市西図書館に収蔵されていたDの著書44冊のうち43冊、Eの著書58冊のうち25冊が廃棄処分されていたなどと報道され、これをきっかけとして本件廃棄が発覚した。

(5) 本件司書は、平成14年5月10日、船橋市教育委員会委員長にあてて、本件廃棄は自分がした旨の上申書を提出し、同委員会は、同月29日、本件司書に対し6か月間減給10分の1とする懲戒処分を行った。

（6）本件廃棄の対象となった図書のうち103冊は、同年7月4日までに本件司書を含む船橋市教育委員会生涯学習部の職員5名からの寄付という形で再び船橋市西図書館に収蔵された。残り4冊については、入手困難であったため、上記5名が、同一著者の執筆した書籍を代替図書として寄付し、同図書館に収蔵された。

本件は、上告人らが、本件廃棄によって著作者としての人格的利益等を侵害されて精神的苦痛を受けた旨主張し、被上告人に対し、国家賠償法1条1項又は民法715条に基づき、慰謝料の支払を求めるものである。

2 原審の判断

原審は、上記事実関係の下で、次のとおり判断し、上告人らの請求を棄却すべきものとした。

著作者は、自らの著作物を図書館が購入することを法的に請求することができる地位にあるとは解されないし、その著作物が図書館に購入された場合でも、当該図書館に対し、これを閲覧に供する方法について、著作権又は著作者人格権等の侵害を伴う場合は格別、それ以外には、法律上何らかの具体的な請求ができる地位に立つまでの関係には至らないと解される。したがって、被上告人の図書館に収蔵され閲覧に供されている書籍の著作者は、被上告人に対し、その著作物が図書館に収蔵され閲覧に供されることにつき、何ら法的な権利利益を有するものではない。そうすると、本件廃棄によって上告人らの権利利益が侵害されたことを前提とする上告人らの主張は、採用することができない。

二 最高裁判決要旨

しかしながら最高裁判所は、原審の上記判断は是認することができないとした。その理由は概ね次のとおりである。

（1）図書館は、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存

して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」であり(図書館法2条1項)、「社会教育のための機関」であって(社会教育法9条1項)、国及び地方公共団体が国民の文化的教養を高め得るような環境を醸成するための施設として位置付けられている(同法3条1項、教育基本法7条2項参照)。公立図書館は、この目的を達成するために地方公共団体が設置した公の施設である(図書館法2条2項、地方自治法244条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律30条)。そして、図書館は、図書館奉仕(図書館サービス)のため、〔1〕図書館資料を収集して一般公衆の利用に供すること、〔2〕図書館資料の分類排列を適切にし、その目録を整備することなどに努めなければならないものとされ(図書館法3条)、特に、公立図書館については、その設置及び運営上の望ましい基準が文部科学大臣によって定められ、教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとされており(同法18条)、平成13年7月18日に文部科学大臣によって告示された「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(文部科学省告示第132号)は、公立図書館の設置者に対し、同基準に基づき、図書館奉仕(図書館サービス)の実施に努めなければならないものとしている。同基準によれば、公立図書館は、図書館資料の収集、提供等につき、〔1〕住民の学習活動等を適切に援助するため、住民の高度化・多様化する要求に十分に配慮すること、〔2〕広く住民の利用に供するため、情報処理機能の向上を図り、有効かつ迅速なサービスを行うことができる体制を整えるよう努めること、〔3〕住民の要求に応えるため、新刊図書及び雑誌の迅速な確保並びに他の図書館との連携・協力により図書館の機能を十分発揮できる種類及び量の資料の整備に努めることなどとされている。

公立図書館の上記のような役割、機能等に照らせば、公立図書館は、住民に対して思想、意見その他の種々の情報を含む図書館資料を提供してその教養を高めること等を目的とする公的な場といえることができる。そし

て、公立図書館の図書館職員は、公立図書館が上記のような役割を果たせるように、独断的な評価や個人的な好みにとらわれることなく、公正に図書館資料を取り扱うべき職務上の義務を負うものというべきであり、閲覧に供されている図書について、独断的な評価や個人的な好みによってこれを廃棄することは、図書館職員としての基本的な職務上の義務に反するものといわなければならない。

(2) 他方、公立図書館が、上記のとおり、住民に図書館資料を提供するための公的な場であるということは、そこで閲覧に供された図書の著作者にとって、その思想、意見等を公衆に伝達する公的な場でもあるということができる。したがって、公立図書館の図書館職員が閲覧に供されている図書を著作者の思想や信条を理由とするなど不公正な取扱いによって廃棄することは、当該著作者が著作物によってその思想、意見等を公衆に伝達する利益を不当に損なうものといわなければならない。そして、著作者の思想の自由、表現の自由が憲法により保障された基本的人権であることにもかんがみると、公立図書館において、その著作物が閲覧に供されている著作者が有する上記利益は、法的保護に値する人格的利益であると解するのが相当であり、公立図書館の図書館職員である公務員が、図書の廃棄について、基本的な職務上の義務に反し、著作者又は著作物に対する独断的な評価や個人的な好みによって不公正な取扱いをしたときは、当該図書の著作者の上記人格的利益を侵害するものとして国家賠償法上違法となるというべきである。

(3) 前記事実関係によれば、本件廃棄は、公立図書館である船橋市西図書館の本件司書が、上告人A会やその賛同者等及びその著書に対する否定的評価と反感から行ったものというのであるから、上告人らは、本件廃棄により、上記人格的利益を違法に侵害されたものというべきである。

したがって、これと異なる見解に立って、上告人らの被上告人に対する請求を棄却すべきものとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが

明らかな法令の違反がある。論旨は、上記の趣旨をいうものとして理由があり、原判決のうち被上告人に関する部分は破棄を免れない。そして、本件については、更に審理を尽くさせる必要があるから、上記部分につき本件を原審に差し戻すこととする。

三 研究

1

最高裁の結論は、二つの論証の結合として導かれている。上掲判決要旨の「(1)」と「(2)」という二つの論証が結合して「(3)」という実体的な結論が導かれ、それによって更に最後の段落の手續上の結論が導かれている。

2

図書館が図書を閲覧に供する行為は、最高裁も「図書館奉仕(図書館サービス)」と呼んでいるように、いわば給付的な作用である。しかしそれは本来、憲法学上の通例に従えば、「著作物」の著作者が表現の自由や「公衆」に伝達する利益を享受し得るという意味において語られる以前に、「住民」が情報を収集したり教養を高めたりできるための「奉仕(サービス)」という意味での給付である。最高裁による「(1)」「(2)」の序列を看過すべきでない。

また、このような知る権利に資する公的な場における給付である以上、それは決して「恩恵」ではなく、当然の最低限の基本的な公的「奉仕(サービス)」と言うべきである。従ってその受益者は本来、恩恵に浴するのを待つだけの公衆ではなく、情報を収集しようとし、教養を高めようとして「奉仕(サービス)」を要求するところの能動的な住民である。

最高裁が「(1)」と「(2)」とに割いた紙幅の差は、本件において本来第一に保護されるべきであったのがこの住民の利益であることを物語って

いよう。

しかしまた通例どおり、このような住民の利益は、個別化され難いが故に権利として具体化されにくいもの、具体化されてこなかった利益と同類のものである。従って本件廃棄行為による利益侵害とその違法とを住民が訴えた場合、通例どおりならば、少なくとも利益侵害の具体的認定はなされ難かったと考えられる。

最高裁はこの問題性を「(1)」とし、廃棄行為の違法性の論証として（より精確には「公正な取扱い」という違法阻却事由の不存在の論証として）援用している。この立論形式は問題の所在を正面から明らかにし、更に、個別化され得ないために看過されてきた住民の利益侵害が公的作用の違法性認定の資料として顧慮される点で有意義と言える。

しかしなお、違法な公的作用による具体的な利益侵害についての論証が必要であることに変わりはない。

3

「著作物」の著作者の思想・表現の自由や「公衆」に伝達する人格的利益とは、従って、住民らにおける能動的な教養の高まりを個別具体的な姿として写し取った鏡像である。教養の高まりないしそれに対する侵害が鮮明化されるほどに、鏡像たる人格的利益ないしそれに対する侵害も鮮明な像を結ぶ。「(1)」において尽くされた違法性の論証が収斂されて、「(2)」における具体的利益侵害の論証という像を成したのである。本件最高裁判例の本旨は著作権者の限定的な利益の保護にあるのではなく、当然の基本的な住民の利益即ち知る権利の保護にあると見るべきであろう。

4

但しやはり、具体的な利益侵害の認定があって初めて住民の知る権利は現実に保護され得る。具体的に侵害が認定され得た利益を最高裁は、「著

作者の思想の自由、表現の自由が憲法により保障された基本的人権であることにもかんがみ」た上での「著作者が著作物によってその思想、意見等を公衆に伝達する利益」であるとし、さらにその利益を「人格的利益」だとした。

5

人格的利益とは、他者により代替され得ないかけがえのない個人として尊重される上で認められる利益のことであろう。通例、表現の自由を人格権ないし人格的利益とはあまり言わないように思われるが、思想の自由・表現の自由もまた確かに人格的利益である。

本件の著作者に対して保護が認められた利益は「著作者の思想の自由、表現の自由が憲法により保障された基本的人権であることにもかんがみ」た上で保護に値するとされたものであるから、一見してその人格的利益が思想・表現の自由そのものでないことは判決文から明らかである。では一体そこで言う、思想・表現の自由そのものではない、「著作者が著作物によってその思想、意見等を公衆に伝達する」という人格的利益とはどのようなものであるのか。

文字どおりの意味からすれば、「著作者が著作物によってその思想、意見等を公衆に伝達する利益」ないしそのような人格的利益とは、表現の自由そのものである。本件で保護された利益が実は表現の自由であったとしても何ら不思議ではない。なぜなら、最高裁が保護しようとしたのは表現の自由の鏡像たる知る権利だったからである。

知る権利を保護するためには表現の自由を保護しなければならない。しかし本件著作物は出版を禁じられたわけでもなく、その意味で表現の自由そのものが害されたわけではないようにも見える。

6

しかし果たしてそうだろうか。

確かに本件著作物のほとんどは本件図書館以外の場所で手に取ることができた。その意味では表現の自由それ自体も知る権利そのものも害されたわけではなかったと言えるようにも思える。しかし、他の形で流通可能だから思想・表現の自由は害されていないという言い回しを、我々は長期にわたった著名な裁判で繰り返し聞いてきたが、果たしてその言い回しに納得して来ただろうか。

思うに、本件においても思想・表現の自由は、発禁処分を受けた場合のように全面的に侵害されていないが、部分的には侵害されているのではないだろうか。思想・表現の自由そのものではない周辺的な利益が害されているに過ぎないというのではなく、思想・表現の自由そのものが全面的にはないが、部分的に侵害されていると理解し得るのではなからうか。

7

最後に、最高裁が述べた「思想の自由、表現の自由が憲法により保障された基本的人権であることにもかんがみ」た上での「思想、意見等を公衆に伝達する」人格的利益というものを、一体どのように理解すればよいか。

思想の自由、表現の自由が憲法により保障された基本的人権であることに「も鑑み」たというのであるから、言葉どおり、「思想の自由、表現の自由が憲法により保障された基本的人権であること」という鑑に部分的に写し取られたものが、思想、意見等を公衆に伝達する人格的利益即ち思想・表現の自由だということである。つまるところやはり、本件判決文における、思想、意見等を公衆に伝達する人格的利益とは、思想の自由、表現の自由という憲法により保障された基本的人権の一部を指す呼称だということになろう。取材の自由が報道の自由の一部であるのと同じである。このような周縁部分を表現の自由の境界の外に括り出すことは、範囲が狭く

なるが故に理念としては純粹なままの表現の自由を保持し得るかもしれないが、実質的に表現の自由の周縁部を掘り崩してしまっているように思われる。

〔参考文献〕

中林暁生「公立図書館の蔵書と著作者の表現の自由」高橋和之ほか編『憲法判例百選Ⅰ
〔第5版〕』154頁以下、松井直之「公立図書館の職員が圖書の廃棄について不公正な取扱いをすることと当該圖書の著作者の人格的利益の侵害による国家賠償法上の違法—船橋市西図書館事件—」横浜国際経済法学15巻1号131頁以下、等。

(本学法科大学院・法学部准教授)